



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男  
(コード番号 8851 東証第二部)  
問合せ先 取締役 山 本 敏 之  
(TEL 078-452-0668)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 29 年 4 月 25 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するとともに、経営の意思決定を迅速化することによってさらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行するため、所要の変更を行うものであります。  
(変更案第 4 条、第 4 章および第 5 章（現行定款第 5 章の削除を含む）の規定)
- (2) 現状の企業規模を勘案して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を 20 名から 10 名以内とするものであります。（変更案第 18 条第 1 項）
- (3) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の規定を設けるとともに、選任の有効期間を、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするものであります。（変更案第 20 条）
- (4) 現状の業務執行体制を勘案して役付取締役のうち取締役相談役を廃止するものであります。  
(変更案第 22 条第 2 項)
- (5) 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。（変更案第 29 条）
- (6) 上記の各変更に伴う条数の変更のほか一部字句の修正を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生予定日	平成 29 年 6 月 27 日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第19条</p> <p>1. <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条</p> <p>1. <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条</p> <p>1. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(補欠の監査等委員である取締役の選任)</p> <p>第20条</p> <p>1. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. <u>前条の規定は、補欠の監査等委員である取締役にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条</p> <p>1. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、<u>取締役相談役</u>各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額</p>	<p><u>査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条</p> <p>1. 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. 取締役の報酬等は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役を<u>区別して定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、</p>

現行定款	変更案
は、法令が定める金額とする。	当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u></p>	(削除)
<p><u>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第29条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第30条</u></p>	(削除)
<p><u>1. 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の候補者をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p><u>2. 前条の規定は、補欠監査役にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第31条</u></p>	(削除)
<p><u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第33条</u></p>	(削除)
<p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条</u></p> <p><u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>